

新聞「編集権」の成立過程

山 本 明

戦後の新聞労働組合運動において、いわゆる編集権問題は重要な争点の一つをしめている。編集権とは抽象的には、新聞の編集・製作の権限と責任とは経営者に帰属するという意味であるが、その実質的内容は新聞の編集方針決定についての従業員参加の排除および新聞労働者の労働権の制限とにある。

このような内容をもつ編集権概念が提出されたのは、一九四六年六月にはじまる第二次読売新聞争議においてであり、その提出者であつた読売経営者の強力な支柱は総司令部の新聞政策であつた。編集権は、その発生において、占領軍の新聞政策の重要な一環としてのみ存在したのであり、占領期間中はプレス・コードの有力な守護者として機能したすぐれて政治的な概念に外ならない。すなわち、一たび成立した編集権概念は、総司令部および経営者による新聞労働者抑圧のためにその機能を發揮する。編集権の名の下に、労働協約の無視・改悪が強行され、スト権の行使もいちじるしい制限をうけねばならなかつた。一九五〇年の七〇四名におよぶレッド・パ

1-Jは、この編集権機能が果した最大の成果でもあつた。

編集権は、「独立」後もひきつづいて市民権を保持しており、その内容・機能は占領中のそれとの間に本質的相違を見出せない。一九六〇年の安保闘争の商業新聞報道にたいする民衆および新聞労働者の不信・疑問について、新聞経営者は編集権の名のもとにこれの庄殺をこころみたことは記憶にあたらしい。¹⁾

編集権概念は今日では、労資間においても新聞製作論においても確固たる地位を獲得しているかのごとくである。各新聞社の労働協約が編集権条項をもち、争議にさいしても編集権干渉という攻撃が経営者によつてもちだされがちである。だが、編集権の一般的概念規定を試みることは無意味にひとしい。なぜなら、編集権は占領政策の申し子として発生したわが国独自の概念に外ならないのであり、一般化しえない特殊な背景と不可分の概念でもあるからである。したがつて、このような編集権にたいするわれわれのアプローチは、固定的ないし解釈学的な概念規定もしくは法的解釈にむけられるのではなく、その機能から生じる本質の抽出作業として行われねばならないだろう。²⁾

結論的にいえば、編集権の成立と発展過程は、言論の自由と新聞労働者の労働権とに大きな影響をあたえてきたという事実がわれわれの視点におかれねばならない。いかえれば、言論の自由と新聞労働者の労働権との両者は不可分の両側面を形成するものであつて、³⁾編集権はこの両者の分離を強制し、そのことによつて前者を形骸化するものに外ならないのである。言論の自由と新聞労働者の権利とは分ちがたい関係にあるのであつて、今日の政治的状况におけるジャーナリストの責任を論じる場合に、ジャーナリストの労働者としての権利の擁護・拡大にふれることなく、彼らの歴史的責任のみを強調することは片手おちの議論に墮する危険性をもつことも否定

できない。

本稿は、編集権と言論の自由・新聞労働者の労働権との関連を考察する作業の一つとして、編集権の成立過程のみをとりあげる。その発展と展開の過程は本稿ではふれてはいない。けだし、その成立過程は、編集権の本質的内容・機能を集中的にあらわしていると考えるからである。

(1) 一九六〇年六月二日、朝日労組本部執行委員会は、「現在作製されている紙面が、ほうはいとして繰りひろげられている国民的な運動のすがたを、そのままには伝え、ないしは評価してはいかないのではないかという疑問が……根拠のないものではない」という趣旨の声明をだしたところ、経営者側はこの声明が、「労協上の編集権に関する条項と抵触する疑いがある」として反撥した。この事例の外に安保闘争にさいして編集権の名もとに行われた紙面統制は枚挙にいとまがない。この諸事例については、新聞労連編「安保体制とマスコミ」(新聞を国民のものとする闘いの記録Ⅲ)・共同通信労組編「真実の報道をまもるために」・松下圭一『現代政治過程におけるマス・コミュニケーション』(講座現代マス・コミュニケーション)第一巻所収)参照。

(2) 編集権の経営権との法的関連については、柏木成樹「新聞編集権をめぐる労働関係——新聞の自由と新聞労働協約」(朝日新聞調査研究室報告社内用80)に詳しい。同書は、新聞労働運動および編集権にかんする諸資料をふくんでいる。

(3) 芝田進午『新聞労働運動論』(月刊労働問題)一九六〇年一月号・二月号所収)は、「編集権」は新聞労働者の労働権・生活権の一端であるのみでなく、人民自身の権利、すなわち人民の言論と表現の権利の延長にはかならない」という観点を提出している。

二

編集権概念がはじめて新聞労働者に提出されたのは、一九四六年六月にはじまる第二次読売新聞争議においてである。この争議は企業内労資の矛盾・対立を基軸としつつも、総司令部・日本政府という支配権力による全労働者階級への組織的計画的打撃の第一歩を意味するものであった。争議は、この年四月頃から明確な姿をとりつつあつた総司令部の対日占領政策の転換によつて惹起されたものであり、争議の原因ともいえる編集権概念の提示は、占領政策の転換と総司令部の全面的援助なしにはありえなかつたのである。

占領政策による上からの「民主化」は、一九四六年に入つて漸次その限界をあらわにする。天皇に「象徴」の地位をあたえた総司令部憲法草案は、天皇制官僚にたいする絶縁状であると同時に、独占ブルジョワジーにたいする期待を意味するものであり、さらに五月のアチソン声明およびマッカーサーの「暴民デモ規制」声明は、占領政策が反ソ反共政策の一環にくみ入れられることを明かにしたものであった。ここにあらわされる占領政策の転換は、チャーチルの「フルトン演説」に表明された反ソ反共政策を背景としつつ、さらに、国内的には「民主化」によつて急激な成長をみた労働運動が、はげしいインフレーションと生活窮乏のなかで急進的傾向をもち、「上からの民主化」のワクをこえて政治過程に登場したことにたいする「民主化」の限界をしめすものであった。占領政策の転換は、当然のことながら総司令部の新聞政策の急激な旋回をもたらした。「民主化」促進のため「特権階級」の支配打破を訴える新聞論調は、もはや総司令部の新政策によつて危険視される。当時、いくつ

かの商業新聞は、国民の意識変革と組織化にかなりの役割を果しつつあつた。たとえば、戦後第一回の総選挙の前日の朝日新聞社説は次のように論じていた。「そこで問題は、一体敗戦後のわが国を救うには、特権階級をしてどれ位の犠牲を払わしめなければならないかという見方にかかつてくる。大地主は大地主のまま、資本家は資本家のままとしような従来との関係を維持しながら、何千万という窮乏せる国民が救えるかどうかということである。(中略) 国民生活が改善の緒につかないのは、従来との生産の仕組み、換言すれば資本家が生産の全権を握り、依然として自分達の利益を中心とする経営を固持しているために外ならぬことを附言しておきたい。」

ここでは、資本家の生産サポーターと利益温存が民衆の利益と基本的に矛盾しており、労働組合の「生産管理」戦術が民衆の危機をすくう過渡的手段になりうるという鋭い指摘があつた。さらに幣原内閣の倒壊と四〇日におよぶ政治的空白期の中で、保守派の自由党主班方針にたいして「保守的勢力優位の下における挙国体制が東条的な挙国体制の何番目かの一変種にすぎぬ」と反論した朝日新聞は、さらに東京五社論説委員懇談会における五社連名の民主戦線宣言計画にまで発展していく。商業新聞の民主的編集方針は朝日新聞ばかりでなく、むしろ読売新聞がその最先端に位置した。同紙は一九四五年十一月の第一次争議を経て、「今後この民主主義的編集と発行とに精魂を打込み、もつて日本の人民大衆と手を握り、真の人民の力を盛り上げ、人民が確実に主権者になるまで、飽くまで民主主義革命の完遂を期す」(読売新聞一九四六・十二・十二)べく編集されていた。雑誌メディアの回復がおくれていた当時においては、商業新聞の論調は大きな影響と役割をもつていた。天皇制批判・民主戦線の主張・人民主権の要求・財閥解体論などは、読売新聞をはじめとする商業新聞によつてとりあげられ、民衆の間における広汎な討議を可能ならしめたのである。当時の商業新聞は「日本社会の解体と再統一と

の結ばれあつた過程のなかで、常に正しい主張をこころみ、一種の指導的な役割を果すものであつた。多くの場合、占領軍の政策の前に進んで、日本の負う諸問題に解決の道を示した」（清水幾太郎『マス・コミュニケーション』）
「日本資本主義講座」第三巻所収）のである。

いくつかの商業新聞が、民主化闘争の先頭にたちえたのは、たんに総司令部の上からの「民主化」政策に機械的に対応した結果ではなく、それは新聞労働者自身の獲得した成果に外ならなかつた。マス・コミュニケーションの内容は、送り手対受け手という関係では一般的に階級的力関係に対応するものであるが、特殊にはこの一般的状态を反映しつつ産業内および企業内の階級関係が、コミュニケーション内容の規定する。一九四五・六年における商業新聞の民主的編集は、全社会的民主化過程に対応しつつも、社内労資関係における新聞労働者の優位性と、そのエネルギーがもたらした成果であつた。

敗戦とそれにつづく東久邇内閣の旧体制維持政策のなかで、全労働者階級にさきがけて自主的な民主化運動を組織しえたのは編集部門を中心とする新聞労働者であつた。朝日・読売ではすでに敗戦の翌九月、従業員の組織化と民主化の提案がなされ、毎日がこれにつづいた。この民主化の意味するところは、商業新聞の戦争責任追求であつた。この追求がたんに過去の責任を追求するにとどまらず、さらに現時点において新聞がいかなる責任をはたしているか、あるいははたすべきかという視点にたつたことは注目にあたいする。それはジャーナリストの責任として、状況における自己の位置を明確化する任務を自らに課するものであつた。こうして民主化闘争は、経営者・編集幹部の総退陣および社内民主主義体制の確立をそのスローガンにかかげるのである。この闘争は必然的に労働権・生活権の擁護・確立のための労働組合結成へと発展した。この従業員の闘争の結果、朝日・毎日

経営者の総退陣と社内改革が断行され、つづいて読売従業員も正力社長にたいしてわが国ではじめての生産管理戦術をもつて対抗し、十二月初旬その要求を獲得する。これら中央三社の闘争を中核として、全国五六社のうち四四社が経営者の交代を余儀なくされたのであつた。

一九四六年後半のこの新聞民主化闘争は、伝統的な社内での階級配置を逆転させた。編集方針の決定について従業員は強い関心をほらい、経営者に民主的編集方針を要求し、それを獲得した。読売新聞従業員組合は、争議戦術として生産管理を採用し、「民主主義に基き紙面を刷新し、闘争委員会の自主的管理と全社員の結束によつて紙面製作を継続」しえた。この争議の結果として、(1)正力社長引退による資本と経営の分離が実現し、(2)協定覚書によつて、「社長と従業員代表者とをもつて組織する経営協議会を設置し、編集および業務に関する重要事項を協議する」という成果を獲得したのである。同紙は争議終了にさいして読者に次のように告げた。「従来新聞は資本家の機関紙であり、人民を抑圧し、欺瞞するところの記事を掲げて人民の声を窒息させてきた。今や読売新聞は資本のこのくびきから解放されたのである。われらは公正正大、真の人民の声を遺憾なく紙面に盛りあげろ」という新聞史上劃期的な成果を獲得したのだ。今日以後読売新聞は真に民衆の友となり、永久に人民の機関紙たることをここに宣言する」(『読売新聞』一九四六・十二・十二『読売争議の解決』)。

これより先、朝日新聞においても「国民と共に起たん」を紙上に発表し、「今後の朝日新聞は全従業員、の総意を基調として運営さるべく、つねに国民とともに起ち、その声を声とするであらう。いまや狂瀾怒濤の秋、日本民主主義確立途上来るべき諸々の困難に対し、朝日新聞はあくまで国民の機関たるべきことを宣言するものである」(『朝日新聞』一九四五・十一・十七、傍点は引用者)と告げた。

経営者の動揺と弱体化に逆比例して、従業員の意気は高揚した。これらの宣言にあらわれた力は、たんに編集部門のジャーナリストだけでなく、編集・営業・工務の三部門労働者の統一によつて保証された。この統一こそ民主的編集を支えた力であつたが、また反面指導の赤色労働組合主義が統一の根を弱めたことも否定できない。新聞労働運動のその後の過程の原因は、すでにこの当時の運動に内包されていたといえるであろうが、この点の論及はここでは多くふれえない⁽⁴⁾。ともあれ当時新聞労働者は紙面の民主的編集に努力するとともに、労働者階級の組織化にたいして指導的立場にたつものであつた。「各新聞社にできた新聞従業員組合は、いろいろな工場や経営におこりかかつていた組合結成運動の参謀本部となり」（聽濤克己『新聞労組の草創時代』「新聞労働者のあゆみ」七五頁）、この力が全国最初の産業別単一組合である「日本新聞通信労働組合」となつて結集し、後に産別会議結成の提唱者となりえたのである。

新聞労働者の団結と前進が、民主的編集方針を確保し保障する原動力であつた。それ故に、一九四六年五月、総司令部の新聞政策が民主的編集方針の強制転換をもくろんだとき、まず第一に新聞労働者への打撃と分裂政策が採用されねばならなかつたのである。

(4) 当時の編集局の雰囲気は朝日の組合史はつぎのように伝えている。「そのころの編集の空気は、戦争中とは一変して、活気をよび生々としていた。まるで人間が生まれ変わったようだったし、だれもが過去に対する憤りと、そこから発展する新しい目的に突進しているようであり、まったく『革命的』ともいった表情だった」（朝日労組編「組合十年の歩み」二頁）。だが、この華々しさの陰にジャーナリストのインテリゲンツィアとしての弱さがひそんでいたこともまた指摘する必要がある。この側面については、本稿の範囲をこえるので、次の引用にとどめる。「戦争とその後の事態は、精神的能力にもいま

だかつてない大きな荒廃をもたらした。(中略) 戦後の解放は外からやられて、自力でやったのではないから、いざ解放されたとしても、すぐに筆陣をたてなおすことは容易ではない。この点は雑誌ジャーナリストはもちろん、新聞記者のなかで戦後はじめてじぶん本来の思想がのべられると思つて喜んだ人たちでも、じぶんののべた思想がはじめはなんとなく自分じんにさえもうつるにひびいた経験を告白している。それはたんに、それが自分にとつて見なれないものであつたばかりでなく、進歩的思想もまだ進歩的現実、人民的思想もまだ人民的生活とむすびつきが十分でなかつたからだ」(鈴木東民『戦後ジャーナリズムの趨勢』関西学院新聞部編「現代ジャーナリズム論」一八九頁)。この弱さを戦争責任論として論じたものに荒瀬豊『戦後思想とその展開』(『近代日本思想史講座』第一巻所収)がある。

三

五月十九日、吉田内閣成立阻止のデモ隊にたいして、アメリカ軍装甲車とMPが出動し、翌二十日マッカーサーが「組織ある指導の下に行われつつある大衆的暴力増大の傾向と肉体的脅迫手段とは、日本の将来の発展に重大な脅威を与える」と警告したその日、早くも商業新聞の民主的編集方針にたいする抑制政策が開始された。総司令部スポークスマンは次のような声明を発表した。

「自分は日本の新聞経営者に組合が干渉したり、記者がその社説や新聞政策を支配せんとしていることについて多くのことを耳にしている。(中略) アメリカでは、新聞労働組合、その他類似の組合が経営に参加したり、支配することはあり得ない。かかることは、無秩序でなければ、それに近いものである。道徳的新聞の公正な行動は、正確なニュースの報道を第一とする。その責任は、一に社主、社長、編集局長にあり、断じて他の者に委

ねらるべきでない」⁽⁵⁾

つづいて、五月二十二日・二十四日と二回にわたつて、総司令部民間情報教育局インボデン新聞課長も、紙面の責任は、社長・主筆ないし編集局長が負わねばならないことを強調し、二十七日には、ダイク民間情報教育局長が、スポークスマンと同趣旨の勧告を行うとともに、新聞業者の協会設立を「要請」した。

この時期の一連の声明は、六月十三日の民間情報教育局長ニュージエント中佐の新任挨拶の中に集約される。ニュージエント声明は、次の二点を強調することにあつた。すなわち、第一点は、「新聞の自由とは、根本的には正当なニュース・ソースに自由に近づく権利であり、(中略) いかなる団体の影響・支配・統制をもうけない自由なニュースと論説を紙面に載せる権利をいう」のであり、第二点は「新聞の責任管理者は社主またはその選んだ経営者である。新聞の論説および報道態度を決定し実行に移すのはもつぱら彼らである。政府はもちろん、民間の個人でも、集団でも、かれらが自分の新聞の本来の目的・方針に干渉を加えようとする場合には、断乎としてこれに抵抗すべきである。この場合、たとえ相手が自社の従業員であつても然りである」というところにあつた。

この民間情報教育局長の声明は、占領政策の転換にともなう総司令部新聞政策の重要な変更を明かにしめしていた。すなわち、新聞にたいする占領政策は、プレス・コードの施行および記事の事前検閲による強力なニュース統制によつて行われていたが、民間情報教育局新聞課は、一九四六年五月まで、編集面にたいする直接的指導の役割をあたえられていなかったのである。パーコフ前新聞課長は一月に、「編集上の方針とか、そういうものに関するかぎり自分は日本の新聞にたいして、どうせよ、こうせよという権利をもっている訳ではない。また自

分の事務所の仕事は検閲のことにも関係がない」とのべ、新聞課の役割はニュース・サーヴィスに限定されると公言していたのである。だが、一九四六年五月を境として、新聞課は日本の新聞界に君臨し、新聞の死命をにぎり、その編集を左右するにいたるのである。

この声明は、あきらかに、民衆の側にたつことを指向していた商業新聞の編集方針にたいする「警告」であった。声明の中においても「こころみに社説欄を調べてみれば、一部の新聞の目指すところが何にでもけちをつけただけで建設的な解決策はもちろん単なる示唆さえも提案する責任をとろうとしていない」とのべたことは、明かに民主的編集方針を堅持して、反政府的論陣をはつていたいくつかの商業新聞にたいする挑戦を意味していた。この声明は、占領期間の全期間を通じて総司令部の新聞政策の基調をなすものであり、後にインボデンが西日本新聞争議にさいしてのべたように、「日本の法律に先行する」強制力をもつものであった。

ニュージエント声明の中心点は、新聞の編集方針の決定と責任が経営者に課せられたものであるというフリー・プレスの原則の強調にあつたが、この点こそ、△編集権√概念の出発点であり、またその概念の基本的中核部をしめすものに外ならなかつた。総司令部は、新聞編集方針の民主化を直接抑制するのではなく、反動的もしくは保守的経営者に、強力な権限と責任を付与することによつて、従業員を弱体化し、従業員の力によつて支えられている民主的紙面を転換させようとしたのである。それは丁度、日本の旧勢力の除去にたいして、民衆の力を利用しつつも民衆の革命的高揚にさいして、彼らを抑圧しつつ、独占ブルジョワジーの手に政權を渡した方法と全く同質の政策であつた。⁶⁾ニュージエント声明は、フリー・プレスの原則を強調し、経営者の責任を明確化することによつて、実は、フリー・プレスの実質的内容の破壊を意図するものであつた。⁷⁾ニュージエント声明

の真の意図は、民主的編集方針を変更させることであつた。この声明は、長谷部忠氏も指摘するように、「経営と資本はできるだけ、編集面に干渉しないほどいい新聞であるという、日本の伝統的思想とは相容れないもの」(『占領政策と新聞』「マス・コミュニケーション講座」第二巻所収一七四頁)であつたばかりか、さらに、一九四六年の時点においては、従業員の力によつて獲得された資本の編集との分離および労働協約で保証された従業員の経営参加に真向から挑戦するものであつた。この点についてマーク・ゲインは次のようにのべている。「これは今日の日本を理解もしくは曲解する上では、おそろしいことなのである。これがアメリカでのやりかただという単級極まる説明で、全く信じ難いことが日本で、また日本に対して行われているのである」(『ニッポン日記』上巻二〇六頁)。

こうして、経営者権力の強化をめざす新しい新聞政策が強力にうちだされる。それは、まず、(1) 日本新聞協会の設立による経営者陣営の強化、(2) 北海道新聞・読売新聞の編集方針の変更強制と進歩的労働者の誠首、として具体化される。この過程の中で「編集権」概念が成立するのである。

日本新聞協会の設立は、動揺しなすべを知らなかつた新聞経営者にたいする総司令部のテコ入れであつたといえる。ダイク代将は、五月十八日マッカーサーと会見して、新聞政策の変更について承諾を得たうえ、五月二七日の新聞代表者との会見において、「全国の新聞社が自発的に新聞連合会(アソシエーション・オブ・ザ・プレス)のごときものを組織し、早急に『新聞信条』を選定すること」を指示していた。この指示にもとずいて、日本側は編集者協会的色彩をもつ新組織の設立を意図したが、総司令部の反対をうけ、発行・編集の両側面を統合した日本新聞協会がGHQの祝福をうけて発足することとなつたのである。

新聞協会が、アメリカにおける発行者協会と編集者協会との分離形態をとらなかつたことは、経営者による編集の掌握が総司令部にとつて焦眉の必要であつたからに外ならない。総司令部の理解するフリー・プレスの原則は、まさに経営者オールマイティ主義に外ならなかつたからである。「彼ら（総司令部）が、フリー・プレスを高く掲げれば揚げるほど、実際問題としては、新聞への手がかりが欲しかつた」（長谷部忠『新聞協会とマッカーサー』「日本新聞協会十年史」五八二頁）という総司令部の意図によつて、日本新聞協会の成立が実現したのである。協会の最初の事業である「新聞倫理綱領」も、フリー・プレスの原則を冒頭におくことをインボデン課長に強制され、第二項「新聞評論の限界」は、プレス・コードの複写によつて完成した。この「倫理綱領」も、総司令部によつてプレス・コード同様に彼らの新聞労働者抑圧の手段に使われたことは記憶されてよい。⁽⁸⁾

新聞協会の設立は、新聞経営者にたいする制度的把握策であつたが、他方、これと並行して新聞労働者にたいする圧迫のホコ先きは、まず、北海道新聞に向けられた。

北海道新聞では、一九四六年暮に労働組合が結成され、翌四七年二月旧経営者の引退にともない従業員によつて選出された新重役会によつて運営されることになつた。従業員の経営参加は「経営委員会」の設置として実現された。同社の組合は、結成以後幹部の独走・独善が、組合員の反撥をかつて四月に組合は分裂したが、同月来組合役員交代によつて内部紛争は解決していた。紙面は二月の組合生産管理によつて、いちじるしく急進化した。五月以降は新編集陣によつて改革が断行され、紙面は民主戦線の主張を大胆にうちだし、民衆の窮乏と、その闘いを大胆に報じていた。

インボデン課長は、このような編集方針の変更を強制するため、六月十八日同紙の全社員をあつめて労組の経

営参加がフリー・プレスの原則に抵触することを告げ、同時に紙面の「機関紙化」を強く非難した。経営者は、この事態に処するため旧組合幹部八名の休職処分を発表したが、インボデンはこれに満足せず、より強硬な処分を要求した。彼は重役会にたいして、「新聞のあらゆる害悪、すなわち、脅迫・歪曲・暗殺的記事が貴紙に現われている疑惑」、「貴新聞は人民を暴動に狩立てた」、「貴新聞は共産党以外の政党に関する記事の発表を拒絶した」等の理由をあげ、強制廃刊処分をおわせつつ、「北海道新聞は共産党の機関紙に墮している。本紙を民主的自由新聞に立直すべきである」と恫喝したのである。彼は「船に穴をあけて沈没させるような悪漢共」を「新聞から、社屋から除去すること」を指示した。かくして、取締役二名の解任、編集局長の依願退職、八名の休職者を含む二五名の職首と、さらに二八名の休職処分が経営者によつて発令され、組合はこの職首を占領軍命令として承認した。⁽⁹⁾この処分は、フリー・プレスの名目によるフリー・プレスの否定であると同時に、労働権にたいする露骨な侵害であつた。

北海道新聞事件は、占領政策の転換にともなう民主的編集方針にたいする露骨な干渉の先駆であるとともに、総司令部の示したフリー・プレスの原則が労働権の侵害と労働法無視によるレッド・ページと表裏一体であることを如実にしめすものであつた。

(5) 本稿で使用した総司令部関係の諸声明は、特に記さないかぎり次の文献によつた。日本新聞協会編「新聞編集権に関する資料」(新聞協会資料第十号)、および日本新聞協会編「日本新聞年鑑」各年度版。

(6) この点について、マーク・ゲインは次のようにのべている。「朝日新聞内部の反逆的な従業員たち——組合に組織されたい——が、戦犯者たちを実際の仕事からおい出した。が『自由な経営』『自由な言論』『アメリカでのやりかた』というよ

うな概念によつて、ダイクの言葉は、これらの連中を再び朝日の編集方針を独裁する地位に復帰せしめ、改革を提唱した記者たちに対しては、勝手に気狂いみたいな眼つきをして急進思想をふりまきながらどこへでも行くがよいと申渡すことができるようにしたのだ」(マーク・ゲイン「ニッポン日記」上巻二〇七頁)。

(7) フリー・プレスとは、プレスの内容が外部の力によつて左右され、もしくは圧力に屈しないことを指すものである。これを保証するために、プレス内容の決定はプレス自身においてなされるべきであるという形式が生じた。しかし、この形式の内容をぬぎにした機械的適用は、フリー・プレスの原則そのものを破壊し、プレスの内容を外部の力の意のままに動かすことを許容する道をきりひらく。「フリー・プレスの原則をおかすものは、かつては国家であったが、現在では個人もしくは団体である」という説が戦後さかんに主張されている。しかし、この説は後者を強調することによつて、前者の直接・間接の干渉を甘受もしくは合理化する役割を果していることは否定できない。

(8) インボデン新聞課長は一九四七年十月つぎのよつてのべている。「新聞社および定期刊行物の出版社と日本新聞放送労働組合・出版労働組合との労働協約の中で、すべての従業員の使用・解雇・賞罰には組合の同意ないし承諾を必要とすることを規定した条項の解釈について、まず明かな点は、かかる条項を文字通り許容した場合には『新聞倫理綱領』および『自由にして責任ある新聞』の精神と相反する事態、すなわち、政府機関・政党・従業員団体・労働組合その他いかなる圧力団体の影響・支配ないしいかなる形の統制からも全く自由な立場でニュースや論説を提供し得る権利と相反する場合がおこるということである」。

(9) 被誡首者は、その後「北海道新聞争議団」を結成して解雇反対運動をつづけ、新聞単一はこれを援助した。解雇を承認した組合と争議団との関係は微妙なものがあつた。この経緯から、同労組は一九五〇年レッド・パージにさいして被誡首者の組合員資格を認め、解雇撤回運動に援助をあたえたとともに被誡首者の生活保証を行ったのである。

四

ダイク代将・インボデン課長のフリー・プレス確立の声明は、北海道新聞とともに、当時、鈴木東民編集長のもとに、進歩的紙面を製作していた読売新聞を当面の対象とするものであつた。総司令部の目の上のコブであつた読売新聞は、総司令部新聞課の集中攻撃に直面する。五月には極東裁判所になつた市ヶ谷の変貌を報じた記事が、マッカーサーを侮辱するものであるとして執筆者・関係者の処分を要求され、六月初旬には政府の食糧供出促進措置のニュース記事に編集部の見解を付したことにたいしてプレス・コード違反であると警告されるなど、干渉は日々強化された。これらの記事は、総司令部検閲課の事前検閲を通過したものであつたから、新聞課の恫喝は、明かに編集方針の全面的転換を目標とするものであつた。この事態にたいして、会社側は一社員を吉田首相と連絡させ、ここで「天皇制擁護と反共に国民を起たせるよう努力する」ことを確認し、首相はマッカーサーと会談して対策を協議し、六月十二日馬場社長とベーカー渉外局長の会談の運びとなる。ベーカーは、鈴木以下六名を指名し、「マッカーサーの意志として」誠首を「勧告」する。馬場社長は総司令部の全面的援助を得て、ここに読売第二次争議が開始されるのである。

総司令部のイニシヤティブによつて開始されたこの争議の特徴は、総司令部を経営者との「握手」による全労働者階級抑圧の第一歩であり、彼らの試金石でもあつたというところにある。馬場社長は帰社するや職制をあつめて、「マ司令部の新聞管理方針にそぐべく編集権確立の意図を表明し、再度にわたつてマ司令部から示達され

た本紙に対する警告の責任を明かにするため編集首脳者の自発的退職申し出を待つ」(「読売新聞八十年史」五二四頁)と訓示する。

こうして、馬場社長によつて、編集権なる新語が創案され、経営者による編集権確保処置が、鈴木編集長以下六名の誠意とそれにもなう争議となつて発展してゆく。争議の経過については、ここで詳述することはできないが、この争議において総司令部が全力をあげて経営者を応援するとともに、争議団への直接的干渉を行つたことは特筆に価する。インボデン課長は、読売全社員を集めて、「編集方針の決定は経営者の権限であり、組合は新聞の重役を任命することはできない」とのべ、また「読売新聞は少し以前において当然閉鎖されるべき性質のものであつた。……読売新聞が直ちに閉鎖されないのは、民間情報部のブラウン新聞課長が、馬場社長に読売新聞を経営する機会を与えるべきだと信じていたがためである」と告げるなど争議団にたいする威圧に奔走する。

六月二一日の警官五〇〇人の編集局乱入による争議団員五三名の逮捕も、ペーカー代将の要請によるものであつた。その後、総司令部保安課・謀報部員は経営者と「懇談」し極力援助を約した。⁽¹⁰⁾保安課員は争議団にたいし、「暴力行為に走る場合、GHQはMPあるいは機関銃・戦車を出動せしめる用意がある」と恫喝した。八月二日の社外デモはMPによつて禁止され、インボデン課長は、読売争議を報じた「新聞労働」(「新聞単一」機関紙)・「リテンキ」(新聞単一読売支部機関紙)の編集者にたいしてもプレス・コード違反を警告するなど、総司令部の読売従業員弾圧は露骨かつ全面的に強行されたのである。⁽¹¹⁾

読売第二次争議は、当時においても、誰の目にも明かであつたように、総司令部と経営者との結合による民主的編集方針の強制転換が目標とされたのであり、この実現のために進歩的労働者の追放と従業員組織の分裂・弱

化が必要とされたのである。⁽¹²⁾しかし、争議の表面的理由は経営者による編集権確保処置であつた、という事実は注目に価する。経営者は、民主的進歩的編集方針を否定すれば、彼らの保守性・反民主主義的傾向が露呈するので、編集方針にまつたふれることなく、総司令部の「警告」と編集権の確保という抽象的スローガンによつて、実質的には編集方針の変更と進歩的労働者の追放とを計画したのであつた。このすりかえの論理は、⁽¹³⁾それ以後、編集権問題の提示にさいして必然的につきまとう経営者の論理である。

読売新聞においては、先にものべたように従業員の力によつて民主的編集方針が確立・維持されてきたのであつて、経営者は編集方針決定への参加を回避していたかのごとくであつた。東京地裁の裁定案によれば、「編集が鈴木氏以下組合幹部の専断に因つて行われる事を矯正すべきであつたと考えられるにも拘らず、社幹部が此の点につき特に努力した跡は全く認められず、恐らく争議の再発を恐れた為と想像するが、万事を成り行きに任せ特別の矯正工作を行うことなく終に最近に及んだ」のであつた。すなわち、四六年末より第二次争議にいたる半年間に、経営協議会における編集方針についての討議は皆無であつたばかりか、「社長は編集会議の多くに出席をサボリ、……論説委員会においては、直接社長の指示を受ける機構にできていなかったが、特に社長に請うて社長との会合をもつことを決定したのであるが、この会合も社長のサボによつて永続されなかつた」(坂野善郎「六名の醜首の経過」争議団発行資料)のであつた。

経営者は、紙面の編集に積極的参加をこぼみつつ、他方で「失地回復」を計画していた。支配階層の一部は、元新聞連盟理事長を中心に読売に代る保守新聞の発刊を計画し、総司令部の認可もとつけたが、結局は進歩的読売の顛覆に全力をあげることになつたのである。こうした支配階層の「失地回復」の呪文が編集権に外ならな

かつた。したがつて呪文は、経営権でもなければ編集方針でもなく、自己の反動性を隠蔽しつつ編集方針決定権の掌握をあらわすとともに、従業員の労働権の上位にたつ概念、すなわち編集権概念が創造されねばならなかつたのである。既存の経営権概念は、経営者のこのような要請にこたえるものではなかつた。経営権概念は当時の力関係の中で、その機能のおよぶ範囲の縮小を余儀なくされていたし、また、従業員による経営権侵害の事実もあげるとは困難であつた。すでに第一次争議にさいして正力社長は「従業員組合が経営権を奪取せんとしている」と次のように非難していた。「私は……従業員組合の代表二名を重役たらしめ、なお重役に欠員あらば、更に代表一名を増加せんとさえ述べているのであります。これ即ち従業員の経営参加を認める所以であります」。それにもかかわらず「社員の多数の者までが漸次新聞の公器性たるの一面のみの強調に眼がくらみ、法人の株主権を無視し、個人の所有権を否定するが如き暴説に耳をかたむけ……少くとも彼らがわが社の事業経営権を奪取せんとしているのであります」（正力松太郎述「読売新聞争議の真相」）。この正力社長の怒りは、社長・重役の退陣要求および当時一部で計画されていた従業員組合による会社買収案をさすものとおもわれるが、ここでのべられている経営権は争議終了にさいして会社側に帰属することが決定されていたのであり、組合の承認するところでもあつた。従業員は経営協議会を通じて経営に参加したが所有権にねざす経営権は一貫して会社側が掌握していたのである。

こうした事情から、経営者の失地回復のために、オールマイティ的呪文概念が創造されねばならなかつたのである。すなわち、編集権は「在来の自由権を再検討して、有利な要素を抽出し、さらに総司令部の新聞法則を参照して編集権と名づけるものを構想した」（山根真治郎『編集権と取材権について』日本新聞協会編「新聞の自由」六九

頁)のであり、まさに「一夜普請のバラック」(前掲書)に外ならなかつた。編集権概念は民主的編集方針抑圧政策における総司令部と経営者とのかかげた急造の旗印であつた。したがつて、この概念はマス・メディアの階級性を如実にあらわすものでもあつたのである。

(9) この記事は、いわば軽い読物として掲載されたが、「マッカーサー元帥を侮辱するもの」として、「警告」が発せられた。この記事は事実を伝えたものであつたが、争議に入つてからは「事実無根の虚偽捏造」として争議団にたいする非難理由としたものがあつたこと——それにはいわゆる「新聞学者」もふくまれる——を記憶しておきたい。

(10) 総司令部は労働法による労働権保護を全く無視していた。七月二三日、総司令部保安課警察行政官・警察調査官が来社したときの模様を「読売新聞八十年史」は「馬場社長が、『明二四日の労働委員会では、多分十一条違反が指摘されるであろう』と述べると、『それならば、私が出席してやりましょう』と答え……」(同書五四七頁)と伝えている。

(11) 総司令部の争議干渉については、産別会議準備会聴濤克巳名義で、対日理事会構成員にあつた「読売争議に関する報告書」(産別会議準備会刊プリント刷)に詳しい。同書では、「GHQの人が個人的資格で読売争議に種々な形で、種々な意味合いで参加しているのではないかという印象を受ける多くの事実」として総司令部の干渉を列挙している。

(12) 編集権概念の提示が、総司令部の民主的編集方針転換をめざす政策の一環である点について、組合は明確な方針を樹立しえなかつた。それは第一に、「解放軍」規定が幻想に外ならないことが事実によつて証明されていたにもかかわらず、革新政党および労働組合はこの事態に対処することができなかつた弱さにもとめられるが、さらに占領政策にたいする批判は権力によつて庄殺されており、批判はドレイの言葉で語られねばならなかつたという条件も無視できない。鈴木編集局長は六月一五日の従業員大会で「日本は占領下にあるというが、占領軍はアメリカばかりでない。ソ連あり連合軍がある。たとえマ司令部がかかることを問題にせずに、正義の前にはアメリカ何者ぞである。もし、GHQが横車を押してくるならば、われわれは正義の前に喜んで死をもあえて辞せぬ」と演説したといわれるが、「読売新聞八十年史」(五二五頁)、大衆の暴露は困難であつた。争議末期に争議団は「資本主義米国の御用紙的存在亡国読売を葬れ、国民よ恥を知れ、心まで植民地

化」と大書したプラカードをかかげたが、編集権問題を占領体制への対決として把握することはきわめて不充分であった。

(13) このすりかえについて論じたものに鈴木東民『戦後ジャーナリズムの趨勢』（前掲書所収）がある。この論文は、占領下に執筆されたため、総司令部の干渉については全く触れられていないが、それにもかかわらず編集権問題にたいする基本的アプローチを提出している数少ない文献の一つである。

(14) 「独立」後、経営者は自分たちこそ総司令部の干渉の犠牲者であったことを強調している。しかし、彼らは労働者抑圧のために総司令部を積極的に利用したことはない。一九四六年十月ストにさいして新聞単一中央部員が「労働者は資本家と闘うために団結して立ち上げ、アメリカは日本を植民地化している」とのべたとして、MPによって逮捕され、軍事裁判にかけられたが、これは経営者が演説内容に上記の言葉があったといって、第二五師団に告発したためであった（産別会議『労働運動弾圧事件報告書』一九四七・一・二三、「社会科学研究」第七卷第六号所収）。新聞経営者の被害者意識の強調は、彼らもまた加害者であったという明白な証拠でもある。

五

第二次読売争議によつて、編集権概念は事実上の市民権を獲得した。「フリー・プレス」の原理にうらづけられる編集権によつて、まず第一に、商業新聞は民衆との距離を無限にひきはなしたが、第二に編集権がプレス・コードの強制力の下に労働権の上位概念として機能することとなつた。

第一の点については、読売新聞は経営者が争議団を社外に放逐した七月一七日をもつて「人民の機関紙」であることを止めた。馬場社長はかつて「わが新聞の立場」（「読売新聞」一九四六・三・一八）のなかで、「新聞は社会の公器である。一党一派を主人とする意志を持たない。いかなる政党にたいしても公平な立場をとる。この日本

に特定の主義主張を押しつける意志をもたない」と論じていたが、この公器論・不偏不党論は、現実には反共論として実現される。七月一七日以後の反共カンパニアは、やがて「われらは左右両翼の独裁思想に対して敢然と戦う。それは民主主義の敵であるからだ」という「信条」として公然とかかげられるのである。権力にもつとも弱い部分である経営者を手中に収めることによつて、総司令部は新聞編集を意のままに動かさえるようになった。一九四八年事前検閲の廃止によつて、新聞はかえつて萎縮するという柔順ぶりさえ発揮する。商業新聞は、経営者の編集権確保によつて、「人民の機関紙」から総司令部の機関紙へと変貌をとげたのである。

第二に、北海道新聞・読売新聞の誠首によつて、編集権確立のための経営者の処置は占領軍の権威の下に労働法の保護を受けず、「已ムコトヲ得ザル事由」として合法化される道が切り拓かれた。⁽¹⁴⁾すでに争議の最中にコーエン労働課長は、「労働組合は解雇から組合員を擁護する権利をもつ。この権利は究極において連合軍総司令部によつて発せられたプレス・コードと『接触』する」とのべて総司令部の読売弾圧方針に異議をとなえたが、⁽¹⁵⁾結果的にこの「接触」はプレス・コードの絶対的優位性を意味するものであつた。いいかえれば、総司令部の諸声明と弾圧体制によつて武装された編集権は、団体協約による組合の人事承認権・経営参加などの条項を破棄もしくは無効にするものであり、さらに労働法第十一条「使用者は労働者が労働組合の組合員たるの故をもつてこれを解雇し、その他これに對し不利益となる取扱いをなすを得ず」という制限を形骸化するものであつた。読売争議における編集権確保声明にもなう六名の誠首にたいして従業員組合は、「これは編集権の問題ではなく、組合員の生活権の問題である」という態度を決定したことは、編集権のもつ第二の側面を指摘したものであつた。この指摘が当をえたものであつたことは、後の編集権侵害を理由とする不当誠首・配転強行が事実をもつて証明

するところである。

第二次読売争議によつて、以上の二点を不可分の内容とした編集権概念は、以後強力に新聞労働者の上におおいかぶり、商業新聞の反動的もしくは保守的編集方針を擁護するともに、労働権の蹂躪をほしいままにする。この過程についてはさらに詳細な検討を必要とするが、本稿では簡単な跡づけをするにとどめよう。

読売争議の翌一九四七年、毎日新聞社では「編集権をおかす危険性」を理由に元新聞単一書記長ら八名の組合活動家の編集局付という不当配置転換を強行する。編集権概念は、もはや編集権確保の予防処置としての不当転換を行ひえるまでに成長したのであつた。同年十月、インボデン課長は、「経営者の決定する編集方針にしたがわない従業員は、労働組合の同意ないし承認を得ることなく解雇して差支えない」と表明し、経営者の権限の強化をはかつた。ひきつづいておこつた西日本新聞ストライキにたいしてインボデン課長は組合幹部を「ゴロツキ」と呼び、労組の編集権侵害を理由に五名の幹部の誠意を経営者に「勧告」した。この事件において会社側が規定した編集権の範囲は、「取材・整理・印刷・発送など新聞製作にいたる発行に直接関係ある全工程およびこれに關係する機構人事を包括する」というもので、編集権が経営者にとつてオールマイティであることをしめすものであつた。

西日本新聞争議に刺激されて、翌一九四八年三月三日総司令部労働課は「プレス・コードの新聞労働關係にたいする適用方針明声」（いわゆる三・三声明）を発表して、編集権侵害にたいして労働法が適用されないことをプレス・コードの名によつて明かとした。他方、日本新聞協会は、毎日新聞事件以来編集権の確立のための方針を論議していたが、三・三声明につづいて三月十日、「新聞編集権の確保に関する声明」を発表したが、この声明は

「一夜づくりのバラック」に理論的粉飾をほどこそうとするものでもあつた。協会がこのような声明をだすまでもなく、編集権概念は総司令部の手によつて保護・育成されていたが、経営者はより明確な規定を欲したのであろう。ともあれ、この声明は、「編集権とは新聞の編集方針を決定施行し報道の眞実、評論の公正並びに公表方法の適正を維持するなど新聞編集に必要な一切の管理を行う権能である」と規定し、さらに「内部においても故意に報道、評論の眞実公正及び公表方法の適正を害しあるいは定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したものととしてこれを排除する。編集内容を理由として印刷・配布を妨害する行為は編集権の侵害である」とのべて編集方針の私物化と労働権の制限を明文化したのである。

他方、新聞労働者は、「編集権が経営者の手にあることはわれわれもよく認めている。しかしこれをもつて経営者が切捨御免の拳に出ることは絶対反対である」（一九四八・一・一七・新聞単一中央執行委員会声明）と編集権概念を部分的に認める発言を行つたが、同年五月の新聞単一第三回大会は「編集権問題に関する声明」を発表し、「いわゆる『編集権』をそのまま容認すれば、これは事実上われわれ新聞労働者の生活権擁護の全面的放棄であるばかりでなく、われわれの希求する厳正公平な民主的言論報道の自由は失われ、文化産業たる新聞の生産復興もまた阻害される。このことは、わが民族文化の反動化への道をひらくことである」と指摘したうえで、「いわゆる編集権はわれわれ労働者の有する一切の法的権利を何等制約し得るものではない」と反論した。この声明は、編集権が「民主的言論報道の自由」をばばむばかりでなく、「生活権擁護の全面的放棄」を要求するものであると指摘していたことは、編集権概念の本質にせまるものであつた。

しかし、編集権は労資の矛盾・対立の接点において、その効力を發揮するのであり、この声明は経営者の攻勢

の前に実効力をもつことができなかった。同年十月の朝日支部の分裂、新聞自由競争開始による企業意識の擡頭と中小新聞企業の危機化は全般的な反動攻勢を背景として新聞労働者内部の分裂と衰退をもたらした。新聞労働者のこの後退のうえに、編集権概念はますます強力に君臨することができたのである。一九四九年総司令部は共同通信社のプレス・コード違反を摘発し、経営者はこの事後処理として、社内政治活動禁止を通告し、編集関係共産党員を社内収容所たる「資料室」へと配置転換させた。この社内レッド・ページは、翌一九五〇年七月総司令部の「示唆」による全新聞社七〇四名のレッド・ページの⁽¹⁵⁾前ふれでもあつた。

朝鮮戦争開始にともなうレッド・ページは、編集権の本質を露呈したものであり、したがつて、経営者による編集権確保の最終的完成でもあつた。こうして、一九四六年に総司令部の全面的援助のもとに提示された編集権は、新聞経営者を「マツカーサー司令部の代理人」(朝日新聞レッド・ページ事件裁判にたいする会社側抗告理由)とすることによつて、言論の自由を破壊し、民主的編集方針を指向する新聞労働者を追放し、あるいはその労働権を剝奪する役割を演じたのである。今日オピニオン・ペーパー説を支柱として提示されている編集権も、この本質に何らの変化もなく、新聞労働者および民衆に対峙していることは安保闘争以降の経験がしめすとおりである。

(14) 被讒首者・休職者の労働委員会・裁判所への提訴にたいして判決は、すべて処分を「已ムコトヲ得ザル事由」として合法化するものであつた。

(15) 「終戦直後の総司令部労働課は、CIO系の進歩的幹部で占められ、一面では世界の労働者が世界労連に統一されているという背景もあつて、必ずしも総司令部の意志を完全に代表していなかつた」(産別会議小史「十三頁」)ので、労働課は争議団に有利な声明をだしたが、後に労働課は説争議への干入を禁止されコーエン課長は更迭される。その後、新聞課

と労働課は「三・三声明」にみられるように一致して新聞政策を推進することとなる。

(16) レッド・パーシについては、拙稿「一九五〇年新聞・放送レッド・パーシ覚え書」(同志社大学「人文学」社会学科特集)第五〇号所収)参照。

※ 本稿は個人研究「新聞・放送産業レッド・パーシの研究―いわゆる「編集権」問題を中心として―」の題名のもとに、昭和三五年度同志社大学人文科学研究所研究助成金をうけた研究の一部である。

(一九六一・十二・十九)